

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月30日
【発行者の名称】	株式会社A I R－U (A I R－U L T D.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 康之助
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号青山ビル13階
【電話番号】	03-6277-6692
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 半田 祐樹
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社A I R－U https://air-u.jp 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期	第8期	第9期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	11,942,938	12,934,430	14,004,396
経常利益	(千円)	1,752,553	2,028,584	1,838,244
当期純利益	(千円)	1,143,210	1,320,450	1,243,573
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(株)	30,000,000	30,000,000	30,000,000
純資産額	(千円)	3,237,611	4,645,658	5,903,894
総資産額	(千円)	4,876,331	6,379,723	7,525,777
1株当たり純資産額	(円)	105.93	150.51	190.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	38.10	44.01	41.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	65.2	70.8	76.1
自己資本利益率	(%)	44.0	34.3	24.3
株価収益率	(倍)	18.9	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,364,026	1,253,199	1,093,148
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△426,909	△281,837	△280,675
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△73,324	△48,359	△20,000
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	2,691,906	3,614,909	4,407,382
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	12 〔—〕	13 〔—〕	17 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については第8期及び第9期は、当社株式の売買実績が無いため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 2025年10月4日付けで普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2017年1月に<つながりカラで、人々を幸せに>をミッションに掲げ、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることができる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境をモバイル通信により提供することを目指して設立されました。

これにより、人々の幸福の実現と、人類・社会の進歩発展に貢献することを目的とし、東京都港区に通信事業を主軸とする株式会社AIR-Uを設立いたしました。

設立以来、当社はこの理念のもと事業を展開しており、これまでの歩みについては以下のとおりです。

年月	概要
2017年 1月	通信事業を主な目的として東京都港区赤坂四丁目にて株式会社AIR-U（資本金995万円）を設立
2017年 1月	インバウンド向けプリペイドSIMの販売開始
2017年 3月	国内向け移動体通信の販売開始
2017年 9月	海外利用可能なクラウド通信端末の販売開始
2018年 1月	事業拡大に伴い本店所在地を東京都港区赤坂五丁目へ移転
2019年 5月	クラウドサービス運用事業の自社展開に伴い、本店及びサーバールームを港区西新橋へ移転
2019年 7月	「CLOUD AiR-WiFi」サービスの展開開始
2020年 6月	資本金を3,000万円に増資
2021年 1月	オリジナルWiFi端末「AIR-1」の販売開始
2021年 3月	人員増加に対応するため本店を東京都渋谷区へ移転
2021年 6月	国内通信用の自社運営ネットワークの帯域運用開始
2021年 7月	クラウド通信対応オリジナルタブレット端末「ATab-1」の独占販売開始
2022年 3月	5G通信対応可能な自社クラウド端末「AIR-2」の販売開始
2022年 6月	オリジナルWiFi端末「AIR-0」の販売開始
2022年 9月	e-SIM技術を用いたプラットフォーム展開開始
2022年11月	東京証券取引所「TOKYO PRO Market」市場に上場
2023年11月	オリジナルWiFi端末「AIR-tra 1」の販売開始
2024年 3月	人員増加に対応するため本店所在地を東京都港区北青山へ移転
2024年 4月	情報セキュリティ認証機関EQAからISO27001の取得
2024年10月	オリジナルWiFi端末「AIR-mini」の販売開始
2025年 5月	オリジナルWiFi端末「AIR-3」の販売開始
2025年 6月	オリジナルWiFi端末「AIR-Stick」の販売開始
2025年10月	電話事業者認証機構（ETOC）から優良電話事業者認証登録証書の取得

3 【事業の内容】

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションに掲げ、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることができる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することで、人々の幸福と社会の進歩発展に貢献することを使命としています。また、【GLOBAL MOBILE SERVICE PROVIDER ～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなぐモバイル通信サービスを提供することで、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の実現を目指しております。

当社は、中長期の利用ユーザーを対象とした国内通信サービス、クラウド通信を活用し世界中で利用可能なクラウドルーター(注1)、インバウンド向け・短期利用ユーザー向けのプリペイド型SIMを中心とした通信サービスを基盤とし、ユーザー満足度の高い価値ある自社サービス展開に向け、さらなる強化を図っております。

(注1) 当社にてサービス設計、構築、運用しているクラウド通信端末

The infographic is divided into several sections:

- クラウドサービス運用事業** (Cloud Service Operation Business): Features "CLOUD Air-WiFi" and images of a laptop and a smartphone. Text: "海外渡航者向けに世界134ヶ国の地域で幅広いエリアで利用可能なグローバルWi-Fiルーターを提供しております。"
- 自社NW/キャリア再販事業** (Self-Network/Carrier Resale Business): Includes images of a meeting and a person. Text: "NTTドコモ帯域を自社運用し、販売パートナー様に最適なプランをご提供しております。例)国内大容量プラン・M2Mプラン・短期プラン等"
- 自社ブランド再販事業** (Self-Brand Resale Business): Shows a globe and a "Pocket SIM for JAPAN" card. Text: "訪日外国人向けプリペイドSIMカードを提供しております。短期から中長期利用まで多様なサービスを提供しております。"
- その他デバイス販売事業など** (Other Device Sales Business, etc.): Displays images of a smartphone, a tablet, and a router. Text: "自治体や法人、訪日外国人向けのルーターやタブレット等のデバイスを法人様へ卸販売を行っております。"
- 主力商品** (Main Products): "CLOUD Air-WiFi" with images of "AIR-1", "AIR-Tra1", and "ATab-1" devices. Text: "世界135ヶ国と国内大手3キャリアの通信エリアに対応した、クラウドSIM搭載製品の開発と販売、通信サービスを提供しております。"
- 導入実績** (Introduction Record): Includes photos of various clients: "教育委員会「GIGAスクール」", "教育委員会「GIGAスクール」", "空港カウンター「旅行者向け通信サービス」", "空港カウンター運営事業者様", "通信代理店様", "旅行代理店事業者様", and "家電量販店事業者様". Text: "生徒様の家庭学習や教職員様の在宅勤務用の通信サービスとしてご導入いただいております。" and "訪日外国人や海外渡航者向けの通信サービスを空港カウンター運営事業者様などへご提供しております。"
- GLOBAL MOBILE SERVICE PROVIDER**: Tagline: "国境を越えたすべての「当たり前」を。"

【事業系統図】



※アカウント仕入れ：キャリアより再販にてプラン提供を受けているモバイルネットワーク

※帯域仕入れ：大手通信事業者より帯域を調達し展開しているネットワーク

※eSIM：スマートフォン等に遠隔で情報を書き込める仕組み

(1) 自社ネットワーク/キャリア再販事業（ポストペイド型SIM）

自社ネットワーク（注1）/キャリア再販事業では、在留外国人を含む国内ユーザーや中長期利用者向けに、ポストペイド型通信サービス（注2）を提供しております。

本事業では、自社ネットワークを活用したオリジナルの通信サービスを構築し、再販パートナー企業へ提供する「自社ネットワーク再販」と、各キャリアの通信サービスを再販パートナー企業へ提供する「キャリア再販」の二つの方式で展開しています。当社は、再販パートナー企業と再販契約を締結し、サービス設計、システム開発・提供、管理業務を行いながら、主に在留外国人向けの中長期通信サービスやモビリティ向け通信サービスの拡販に取り組んでいます。

再販パートナー企業先としては、MVNO事業者（注3）を含む通信事業者、海外拠点を持つ法人、在留外国人向けのサービス提供法人などがあり、これらのパートナーを通じてエンドユーザーへサービスを提供しております。

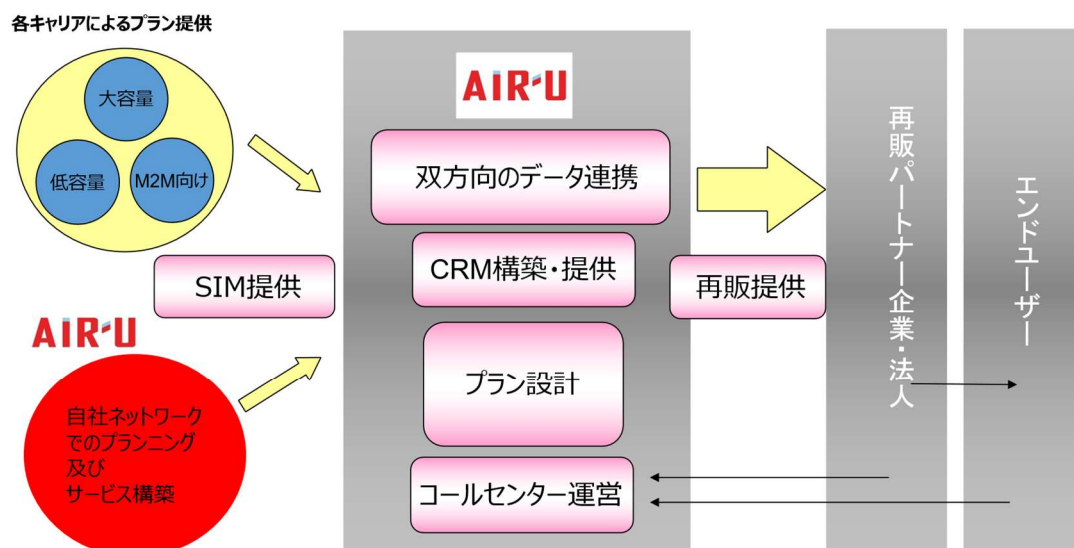
また、再販パートナー向けに独自開発したCRMシステムを無償提供し、販売したユーザーの利用実績や動向を即座に把握できる環境を構築しています。提供キャリアが異なる場合や、販売店独自のプランであっても、請求データ等を当社CRMと連携可能とし、再販パートナー企業が自社ユーザーのステータスをスムーズに確認できる仕組みを整えております。

（注1）当社が自社で運用しているNTTdocomo回線の4G/5G対応の帯域ネットワーク

（注2）月額課金又は従量課金等の後払い型の通信サービスモデル

（注3）Mobile Virtual Network Operatorの略。携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持たず、実際に保有する他の移動体通信事業者から借りて、或いは再販を受けて、自社ブランドで移動体通信サービスを行う事業者のこと。

【展開イメージ】自社ネットワーク/キャリア再販事業



(2) クラウドサービス運用事業

クラウドサービス運用事業では、クラウドSIMシステム(図1)を活用し、日本国内の利用者に加え、海外渡航者向けの通信サービスを提供しております。利用者は、クラウドSIMシステムを搭載した当社独自の通信端末を利用することで、国内だけでなく海外135の国と地域で通信が可能となります。

当社は、クラウドネットワークを活用したサービス・プランの設計や再販パートナー向けの提供を行い、販売パートナー企業は当社ブランドや自社ブランドでの展開が可能となっています。

近年、日本国内での需要が増加しておりますが、本来の目的である「世界中どこでも大容量で利用できるWiFiルーター」としてのサービス拡充にも注力し、海外利用の需要増加に備えたプラン設計、新機種開発等、オリジナルデバイス展開を進めています。

再販パートナー企業としては、国内大手通信事業者、WEB販売パートナー、MVNE、旅行代理店などがあり、これらを通じてエンドユーザーへサービスを提供しております。

さらに、24時間365日、5言語(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語)対応のカスタマーセンターを設置し、再販パートナー企業が販売したユーザーのサポートも包括的に提供できる体制を整えております。

また、独自のCRMシステムを無償提供し、ユーザーの利用動向をリアルタイムに把握出来る仕組みを構築しております。

【クラウドサービス運用事業について】

クラウドSIMシステム(図1)

グローバルルーター世界最大手のuCloudlink社(米ナスダック上場)と開発した最新テクノロジークラウドSIMシステムを利用し1台の端末で国内では大手通信キャリアネットワークの利用が出来て、海外では世界主要134ヶ国の幅広いエリアで利用可能なモバイルWiFiルーターです。電源を入れるだけで利用ができ、APN設定不要で操作も簡単です。

クラウドSIMは、通信キャリアが発行するSIMを情報化し、格納したクラウドサーバーへアクセスを行い、SIM情報をダウンロードする事でインターネットへの接続を可能としており、従来のSIMカードとは違い、物理的な差し換えが必要ない、最新のテクノロジーです。

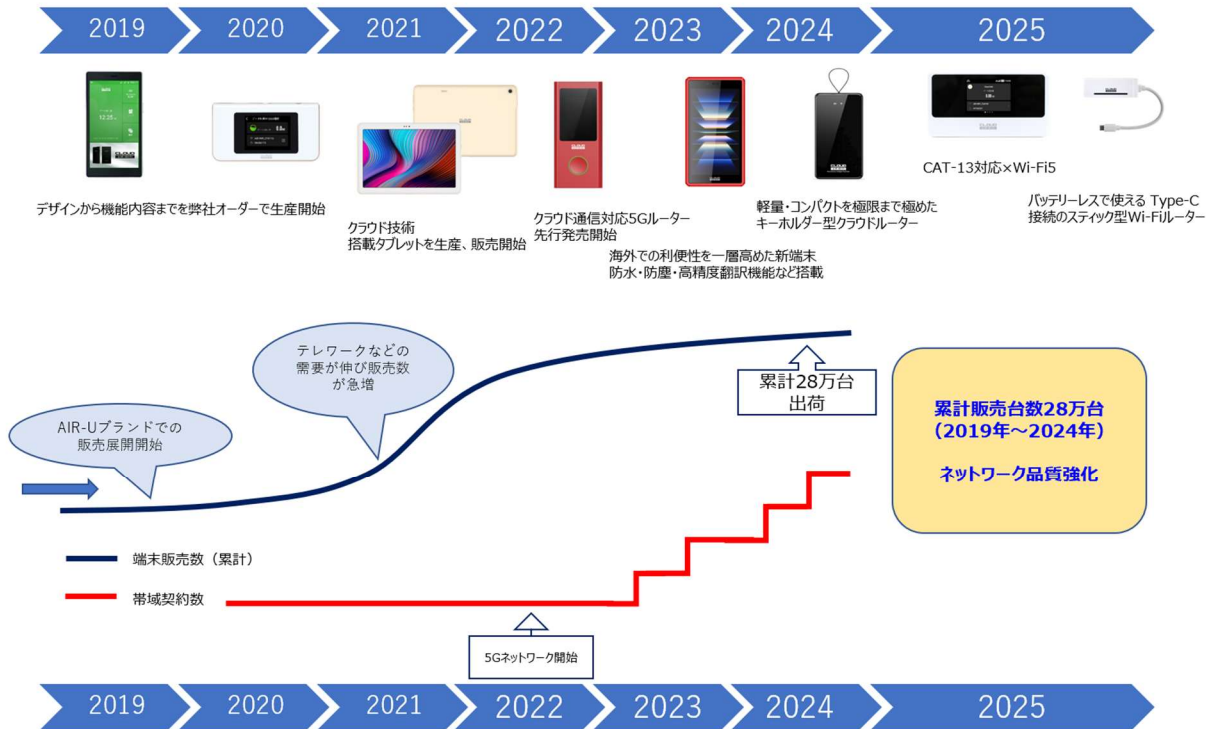
弊社は自社オリジナル端末の製造も行いつつ、独自の国内大容量定額プランと海外定額プランをご提供しております。今後は各メーカー様モデルに組み入れるinsideモデルの構築も予定しております。



「CLOUD AIR WiFi」サービスの利点



クラウド通信端末販売実績及び帯域契約状況



「CLOUD AIR WiFi」オリジナル端末一覧



<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>4G/3G</p> <p>海外での利便性を一層高めた新端末。防水・防塵・高精度翻訳機能など搭載</p> <p>2023年11月</p> <p>AIR-Tra1</p>	<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>4G/3G</p> <p>クラウドSIMを搭載したAndroidタブレット端末。テザリングも可</p> <p>ATab-1</p>	<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>4G/3G</p> <p>バッテリーレスで使える Type-C 接続のスティック型Wi-Fiルーター</p> <p>2025年6月</p> <p>AIR-Stick Wi-Fi</p>
<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>4G/3G</p> <p>画面付き、PCとのUSB接続も可能</p> <p>2021年2月</p> <p>AIR-1</p>	<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>5G</p> <p>4G/3G</p> <p>5G対応 USB接続可 2.4GHz/5GHzの切り替え可</p> <p>2022年3月</p> <p>AIR-2</p>	<p>AIR-Uオリジナル端末</p> <p>4G/3G</p> <p>CAT-13対応×Wi-Fi5 「Wi-Fi中継機能」搭載</p> <p>2025年5月</p> <p>AIR-3</p>

※AIR-Stick Wi-Fi以外、すべての端末は、物理SIMの挿入可能。

「パートナー企業様・ユーザーが求める最適な端末・プランを適宜ラインナップに追加していきます。」

(3) 自社ブランド再販事業（プリペイド型SIM）

自社ブランド再販事業では、海外からのインバウンド旅行者や国内の短期利用者向けに、プリペイド型通信サービス（注1）を提供しております。プリペイド型SIMは、利用者が通信契約を締結することなく、手軽に通信サービスを利用できる特長があります。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド旅行者が減少しましたが、2022年度末以降の入国規制緩和に伴い、販売数は回復傾向にあります。また、国内短期利用者向けや自治体向けのサービス開発・展開も進め、さらなる販売数の増加を目指しています。

当社のカスタマーセンターでは、24時間365日、6言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、以下同様）での対応を実施しており、AIチャットボットによるサポートも導入し、ユーザーの満足度の向上に努めています。

今後は、5G通信への対応や物理的SIMを必要としないeSIM技術（注2）の活用を進め、海外現地での販売強化などを展開していく予定です。

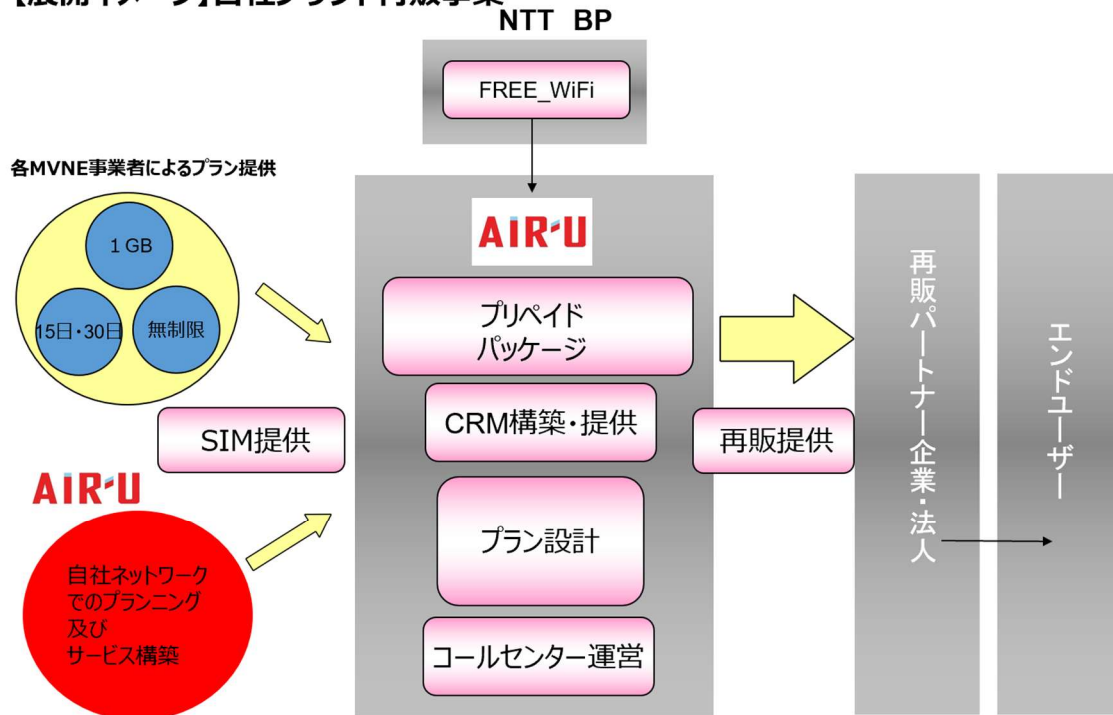
インバウンド旅行者・短期利用者向け



（注1）当社にてサービス設計、構築、運用している通信サービス

（注2）スマートフォン等に遠隔で通信情報等を書き込める仕組み

【展開イメージ】自社ブランド再販事業



(4) e-プラットフォーム事業

e-プラットフォーム事業では、海外からのインバウンド旅行者や国内の短期利用者向けに、eSIMを活用したプリペイド型通信サービス（注1）を提供するものです。利用者は、eSIM対応端末を用いることで、通信キャリアとの契約なしに、手軽に通信サービスを利用することが可能となります。

当社の自社ネットワークを活用した通信サービスを基盤とし、再販パートナー企業の要望に応じて利用日数やデータ容量等をカスタマイズしたプランを構築・提供しております。再販パートナー企業との間で契約を締結し、当社はサービス設計、CRMシステム開発・提供、管理業務、販売支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンド市場が縮小しましたが、2022年度末の入国制限緩和により、販売数は急増しています。また、eSIM対応端末の普及が進んでおり、さらなる市場拡大が見込まれています。

加えて、販売拠点ごとに利用開始キーをメールで送信する方式やQRコードで提供する方式など、多様な販売手法が求められており、当社はこれに対応するため、柔軟なサービス設計を行い、販売有効期限の撤廃などの施策を一部より導入しました。

主な再販パートナー企業は、海外WEBサイト運営事業者、大手家電量販店、MVNO事業者・通信事業者、海外法人・自治体・米軍基地拠点等となっており、これらの再販パートナー企業を通じてエンドユーザーへ提供されております。

当社は、24時間365日対応の多言語サポート（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、以下同様）を提供し、ユーザーの問い合わせ対応を強化しております。利用者が自身の通信状況をリアルタイムで確認できる専用ユーザーページを開発し、利便性を向上させました。

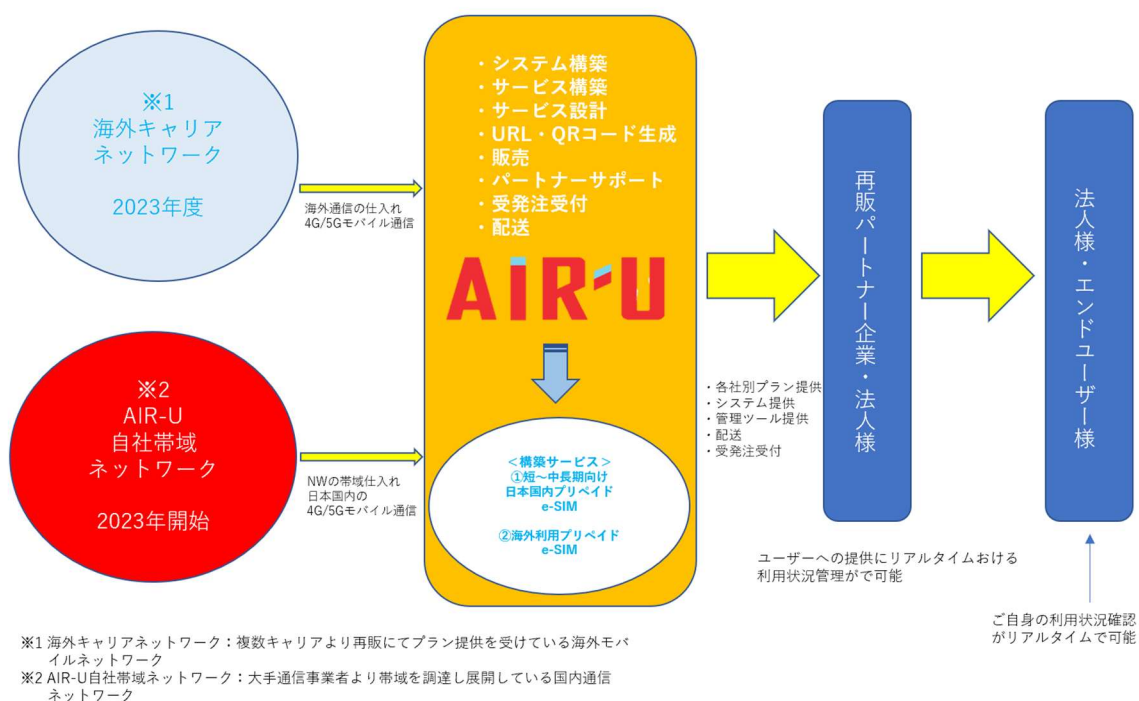
また、音声対応が難しいユーザー向けにAIチャットボットを導入し、より円滑なサポート体制を整えています。

～システム連携と今後の展開～

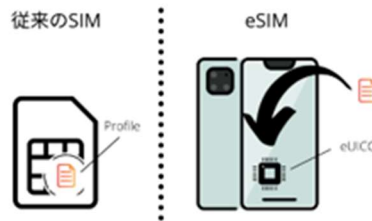
当社は、再販パートナー企業向け独自開発したCRMシステムを無償提供し、販売実績やユーザー動向を即座に把握できる環境を構築しています。さらに、販売店独自のプランにも対応可能なシステム連携を実現し、パートナー企業が自社ユーザーのステータスを容易に管理できる仕組みを提供しています。

今後は、海外利用が可能なeSIMサービス（2025年度開始）や、短期利用に適した音声プランの構築など、新たなサービスの導入を進めてまいります。

【展開イメージ】e-プラットフォーム事業



「e SIM」とは？



eSIMとは embedded SIM の略で、埋め込み型のSIMという意味です。
スマートフォン等の端末に物理的なSIMカードを挿入するのではなく、
あらかじめ端末の内部にチップ（モジュール）が埋め込まれていて、
そこに必要な情報をあとから追加（書き込み）して使用します。
従来のSIMカードのように取り外したり、入れ替えたりする必要がありません。

「e SIM」がもたらすメリット

コスト削減



コストは単に金銭的なコストだけではありません。
まず、利用者の観点からは通信会社との契約や変更の際に店舗まで行ったり
SIMカードが届くのを待ったりする必要がなくなります。
インターネットさえあればいつでもどこでも新規契約をしたり、
乗り換えをすることができるようになり、**経済的&時間的なコスト削減になります。**

旅行者に対する利便性



海外でインターネットを利用する方法の一つとして現地のSIMの購入するという方法がありますが、
このeSIMを使えば物理的なSIMカードを購入して差し替える必要なく、
インターネット経由でいつでもどこでも購入でき、すぐに利用を開始することができます。
また、**SIMカードの差し替えが不要なのでSIMを紛失する心配もありません。**

総務省が推進する「e SIM」

日本ではまだ新しい言葉として認識されているeSIMですが、すでに一般的になっている国もあります。
欧米を中心に2024年には端末の出荷台数における33.8%がeSIM対応になると予想されています。
そのため海外渡航者や来日観光客などの利便性を向上させるために、
eSIMの利用促進を進めたいとの考え(※)が政府にはあります。
2030年には訪日客6,000万人を目指すと政府はその実現にはeSIMが必須であると考えています。
※「eSIMサービスの促進に関するガイドライン」(総務省)

広がりを見せる「e SIM」



<米Apple（アップル）>
「iPhone 14」について、米国向けの全モデルで
物理SIMトレイを廃止し、e SIMにのみ対応

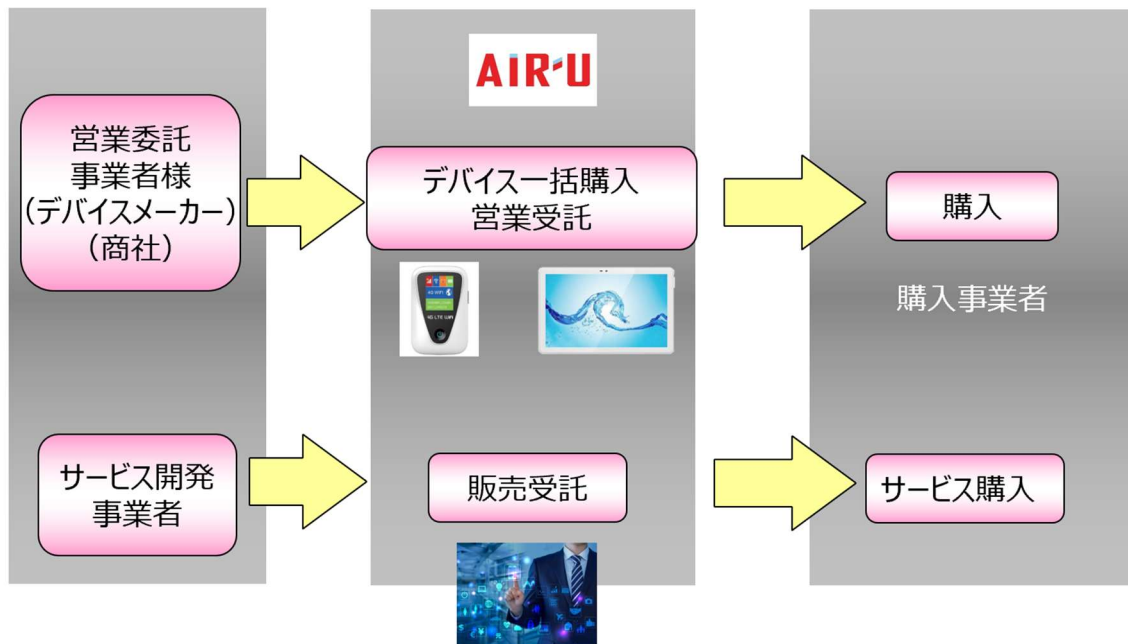


今後は世界的にe SIMの利用が中心に
(iPhone 15では欧州が噂されている)

(5) その他の事業

当社は、上記の通信事業に加え、営業業務の受託や販売受託などの事業も展開しております。本事業では、新規販路開拓を目的とした営業業務の受託や、スマートフォン・タブレットなどの販売を行い、通信サービスとシナジー効果のある端末を組み合わせた提案を強化しています。

営業受託に関しては、海外事業者等が日本市場への展開を求める際に、当社が営業活動を請け負い、市場参入をスムーズに進める支援を行っております。また、当社が開発したオリジナル端末に通信サービスを組み込むなどのソリューション提供も実施し、販路拡大と事業成長の加速に貢献しています



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	37.5	3.4	6,478

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL SERVICE PROVIDER～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しています。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束を背景に観光・消費活動の再活性化が進んでいる一方、世界的な地政学的リスクや金融政策の急変、資源・原材料価格の高止まり、為替相場の変動など、複合的な外部要因が依然として先行き不透明感をもたらしています。

在留外国人の動向は、出入国在留管理庁の調査によると、2025年6月末時点で日本に在留する外国人は約395万人であり、前年に比べ5.0%増え過去最多を更新しております。インバウンドの動向は、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」によると、2025年度の訪日外客数は42,683,600人（前年同期比15.8%増加）であり、過去最多となっております。

こうした追い風を背景に、自社ネットワーク/キャリア再販事業及び自社ブランド再販事業の売上高は、8,653,112千円（同23.3%増加）及び2,362,314千円（同6.3%増加）となりました。

クラウドサービス運用事業では、2022年以降のテレワーク需要の沈静化により、自治体導入案件からの一定の解約が発生し、日本人の海外利用も依然として回復途上であるため、端末売上が減少し前年同期比で売上は低下し、2,567,211千円（同24.1%減少）となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は14,004百万円（同8.3%増加）、営業利益は1,792百万円（同7.7%減少）、経常利益は1,838百万円（同9.4%減少）、当期純利益は1,243百万円（同5.8%減少）となりました。

部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

事業名	第8期	第9期	増減
自社ネットワーク/キャリア再販事業	7,018,793	8,653,112	1,634,318
クラウドサービス運用事業	3,380,806	2,567,211	△813,595
自社ブランド再販事業	2,222,720	2,362,314	139,593
e-プラットフォーム事業	271,532	326,132	54,600
その他の事業	40,576	95,625	55,049
合計	12,934,430	14,004,396	1,069,965

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

なお、2026年12月期より、事業別の投資効率、収益性などを明確にするために、事業名を変更いたします。新たな事業名は、主に日本国内において通信提供を行う「国内通信インフラ事業」、CLOUD AiR-WiFiの提供を行う「クラウドサービス運用事業」、インバウンドに対して通信提供を行う「インバウンドサービス事業」、アウトバウンドに対して通信提供を行う「グローバルSIMプラットフォーム事業」、「その他の事業」といたします。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は4,407,382千円（前期末比792,473千円増）となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は1,093,148千円となりました。これは主に税引前当期純利益1,891,780千円、法人税等の支払による支出751,197千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は280,675千円となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出393,511千円、投資有価証券の売却による収入106,714千円、投資有価証券の償還による収入38,529千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は20,000千円となりました。これは社債の償還による支出20,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第9期事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの内容	販売高(百万円)	前年同期比(%)
自社ネットワーク/キャリア再販事業	8,653	123.3%
クラウドサービス運用事業	2,567	75.9%
自社ブランド再販事業	2,362	106.3%
eプラットフォーム事業	326	120.1%
その他の事業	95	235.7%
合計	14,004	108.3%

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社ジェネット	4,317	33.4%	4,758	34.0%

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL SERVICE PROVIDER～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しています。

当社の強みは、創業以来、一貫してBtoB（法人向け）市場に特化したビジネスモデルを構築している点にあります。各企業に最適なシステム環境を提供し、ユーザーの動向を把握することで、付加価値の高いサポートを実施しております。

また、各通信キャリアや製造メーカーとの協力関係を強化し、市場のニーズや課題を適切に把握したうえで、最適なサービスを提案することで受注精度を高めております。さらに、蓄積した実績をもとに販売戦略を策定し、サービスの企画・開発から販売までを一貫して行う体制を確立しています。

これらの強みを活かし、当社は以下の基本戦略に基づき、さらなる成長に向けた対策に取り組んでまいります。

①独自の販路とマーケティング戦略の強化

当社は、上場企業から海外現地法人まで幅広い顧客層に必要とされるサービスを提供するため、経営資源を集中させ、品質向上と市場シェア拡大を進めております。

市場のニーズを的確に把握し、取引先と協力しながら戦略を立案することで、継続的な成長を実現してまいります。

②価格競争力と品質の維持・向上

当社は、サービス品質を常に監視しながら、以下の取り組みを通じて競争力を強化しております。

- ・ユーザーエクスペリエンスの向上
- ・マネタイズポイントの多様化
- ・ボリュームディスカウントの活用による仕入原価の低減

これにより、価格競争力の強化と利益の安定化を図ってまいります。

③全市場に対応可能な商材の確立とクロスセル戦略の推進

市場の変化は速く、迅速な対応と新サービスの開発が不可欠です。

当社では、すべての社員がすべてのサービスを提案できる体制を構築し、提案漏れによる機会損失を防いでいます。

また、取引先の声を的確にヒアリングし、社内共有・企画立案・サービス提供をスピーディに実行する体制を強化することで、パートナー企業への貢献を最大化してまいります。

④企業ごとのシステム連携の最適化

当社はBtoB市場に特化しているため、各企業のニーズに応じたデータ提供、連携が求められます。

- ・API連携の強化
- ・日々のデータ更新対応
- ・企業ごとの要望に即したシステム開発

これらに迅速かつ柔軟に対応することで、顧客満足度の向上と取引の継続性を確保してまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社が事業環境の変化に適応し、持続的な成長を実現するためには、強固な内部管理体制の確立が不可欠です。

- ・内部統制の実効性向上
- ・コーポレート・ガバナンスの充実
- ・リスク管理の徹底

これらの施策を通じ、より健全な経営基盤を構築してまいります。

当社は、これらの戦略を実行することで、企業価値の向上と持続的成長を実現してまいります。今後も、変化する市場環境に柔軟に対応し、すべてのステークホルダーにとって価値ある企業であり続けることを目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下に、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業内容に関するリスクについて

① 訪日旅行者数が減少した場合の影響

当社は、自社ブランド再販事業におけるプリペイド型SIMの提供等、訪日旅行者がエンドユーザーとなる商品を販売しています。当該商品の販売は訪日旅行者数の増減に大きく影響されます。

従って、大規模な自然災害の発生、世界的な感染症の流行、国際関係の悪化、為替レートの急激な変化、世界経済の深刻な後退等により訪日旅行者数が減少した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 通信キャリア等からの仕入条件の変動

当社は、日本の通信キャリアやMVNE事業者等から通信サービス及び自社ネットワークにおける通信帯域を仕入れています。しかし、将来的に現在と同様の条件で仕入契約を更新できる保証はありません。

また、通信キャリア等の事業方針が変更された場合、当社が不利な仕入条件を受け入れざるを得ない可能性もあります。さらに、自社ネットワークを活用したサービスにおいて、販売数増加による帯域数不足が発生すると、通信速度の低下や帯域コストの増加に直面する可能性があります。

これらの要因が生じた場合、当社の経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信端末の仕入価格の変動

当社は、通信端末を海外から輸入しており、仕入価格は為替相場の影響を受けます。

為替リスクを考慮し、仕入業者と価格交渉を行っておりますが、大幅な為替変動が発生した場合、仕入れコストの増加につながり、経営成績及び財務状態に影響を与える可能性があります。

④ 競合環境の変化

当社が展開するモバイルWiFiルーターのレンタル事業や通信サービス事業には、国内外の競合企業が複数存在しています。

当社は、提供エリアの拡大、サービス品質の向上、端末の独自性強化などの施策を通じて競争力を維持・向上させる方針です。しかしながら、異業種からの新規参入や競争激化により、収益性が低下したり、広告宣伝費が増加した場合には、経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 事業提携及び協力関係の維持

当社は、事業拡大を目的として、国内外の販売パートナーや新規提携企業と協力し、サービスの開発・販売を行っています。

現時点では、提携先との関係は良好ですが、期待する成果が得られなかった場合や、何らかの理由で提携が解消された場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 売上債権の貸倒リスク

当社は、多くの再販パートナー企業にサービスを提供しており、各取引先に対して与信管理を適切に実施しております。

しかし、予期せぬ財政状態の悪化により、売上債権の貸倒損失が発生するリスクがあります。

その場合、貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社の経営成績および財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 特定取引先への依存

当社の売上の61.0%(2025年12月期実績)は、上位5社の取引先に依存しており、特に株式会社ジェネットとの取引が売上全体の34.0%を占めています。

当社は、これらの取引先と良好な関係を築いていますが、通信会社の販売方針変更や、当社の重大な不具合の発生などにより取引関係が悪化した場合、当社の売上及び財務状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ M&A及び資本業務提携に関するリスク

当社は、事業の早期拡大を目的としてM&Aや資本業務提携を検討する可能性があります。

現時点では具体的な計画はありませんが、将来的にM&Aを実施する際には、対象企業の財務・法務・事業リスクの綿密な調査を行い、適切な投資判断を行います。

しかし、計画通りにシナジー効果が得られない場合や、想定外のリスクが発生した場合、のれんの減損損失や評価損が発生し、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システム障害及びサーバー攻撃リスク

当社の通信サービスは、インターネット通信網に依存しており、システム障害やサイバー攻撃のリスクがあります。

当社は、システムの監視強化やバックアップ体制の整備を進めていますが、予期せぬ大規模障害が発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 人材確保及び育成リスク

当社の成長には、専門知識を持つ人材の確保及び育成が不可欠です。

新卒・専門職・グローバル人材の採用を強化し、社員向けの研修プログラムや評価制度を充実させる方針ですが、採用計画が計画通りに進まなかった場合や予期せぬ退職者の増加により、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 小規模組織であることに関するリスク

当社は比較的小規模な組織であり、現状の経営規模に適した内部管理体制や業務執行体制を構築しています。

しかし、事業の成長に伴い、業務の多様化に対応するため、人員増強や管理体制の充実を図る方針ですが、これらの施策が予定通り進まない場合、業務の適正な運営が困難となり、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 法的規制の変更にに関するリスク

当社の事業は、「特定商取引に関する法律」「電気通信事業法」「古物商」などの各種法令の規制を受けています。

将来的に法規成が変更され、新たな遵守義務が発生した場合には、業務プロセスの見直しやシステム改修コストの増加につながる可能性があります。これにより、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 個人情報保護に関するリスク

当社では、再販事業を主軸としているため、直接的に顧客の個人情報を保有していません。

しかし、再販パートナー企業が管理する個人情報の適正な取扱いを指導し、個人情報保護法を遵守する体制を整備しています。

また、当社は個人情報保護方針を定め、情報管理体制の強化を進めておりますが、サイバー攻撃や人的ミスによる情報漏洩リスクは完全に排除できません。

万が一、当社又は再販パートナー企業において個人情報漏洩が発生した場合、信用の失墜や事業への影響が生じる可能性があります。

これに伴い、当社の販売パートナーとの取引が減少し、経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 特定人材への依存

当社の代表取締役である田中康之助は、創業者として経営戦略や事業運営に深く関与しています。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を図っていますが、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 訴訟等に関するリスク

当社は、法令遵守を徹底し、コンプライアンスを重視した事業運営を行っています。

また、行動規範を策定し、社内における適正な企業活動を推進しております。

しかし、取引先や第三者との契約上のトラブル、不測の訴訟リスクは常に存在します。

仮に、当社又は当社役員・従業員が法的紛争に巻き込まれた場合、訴訟の内容や結果によっては、当社の信用や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 事業環境の変化に伴うリスク（その他のリスク）

当社の事業は、国内外の会社・経済状況に影響を受ける可能性があります。

特に、テロ・戦争・地政学的リスクの高まり、パンデミック、自然災害などが発生した場合、渡航インフラの機能不全や渡航意欲の減退により、当社の通信サービス需要が減少する可能性があります。

また、国際的な規制強化や経済制裁の影響により、事業活動が制限される可能性もあります。

これらの要因が長期化した場合、当社の事業継続に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

株式会社インターネットイニシアティブは、当社が通信キャリアのネットワークの仕入を行う際の一次代理店となっている先であります。

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約品目	契約内容	契約期間
(株)AIR-U (当社)	株式会社インターネットイニシアティブ	取引基本契約書	帯域ネットワーク等	取引全般に係る取り決め	自 2025年7月6日 至 2026年7月5日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は6,116,314千円(同822,579千円増)となりました。これは主に、現金及び預金の増加792,473千円等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は、1,409,463千円(同323,474千円増)となりました。これは主に、投資有価証券の増加294,566千円等によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は1,598,940千円(同112,350千円減)となりました。これは主に、買掛金の増加37,879千円、契約負債の増加39,875千円、一年内償還予定の社債の減少20,000千円、未払金の減少37,549千円、未払法人税等の減少113,133千円等によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債合計は22,942千円(同168千円増)となりました。これは主に、資産除去債務の増額168千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は5,903,894千円(同1,258,236千円増)となりました。これは、当期純利益1,243,573千円、新株予約権の増加46,996千円、その他有価証券評価差額金の減少32,333千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は7,164千円であります。
これは主に自動販売機及びその周辺機器追加によるものです。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
		建物	建物附属設備	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウェア		合計
本社 (東京都港区)	本社事務所	7,650	39,626	844	9,135	380	57,635	17

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	発行日現在発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	120,000,000	90,000,000	30,000,000	30,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	120,000,000	90,000,000	30,000,000	30,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

a. 第1回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	450(注) 1	450(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000(注) 1	225,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) 2	359,400(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年4月14日 至 2043年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 359,400 資本組入額 179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社AIR-U第1回新株予約権第三者割当て契約証書(無償)」に定めるところによる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。

b. 第2回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	34(注) 1	34(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000(注) 1	17,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) 2	359,400(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年5月13日 至 2043年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 359,400 資本組入額 179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社AIR-U第2回新株予約権第三者割当て契約証書（無償）」に定めるところによる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

c. 第3回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	51(注) 1	51(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,500(注) 1	25,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359,400(注) 2	359,400(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年7月16日 至 2043年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 359,400 資本組入額 179,700	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は500株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の何れかに上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。

- ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社 AIR-U 第 3 回新株予約権第三者割当て契約証書（無償）」に定めるところによる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2及び新株予約権の行使期間に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月1日 (注1)	401	600	20,050	30,000	—	—
2022年7月1日 (注2)	5,999,400	6,000,000	—	30,000	—	—
2025年10月4日 (注3)	24,000,000	30,000,000	—	30,000	—	—

- (注) 1. 第三者割当によるものであります。
2. 株式分割(1:10,000)によるものであります。
3. 株式分割(1:5)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	1	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	17,950	—	—	282,050	300,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	5.98	—	—	94.02	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 康之助	東京都世田谷区	28,205,000	94.02
株式会社ジェネット	東京都新宿区百人町一丁目20番22号 第2ムサシノビル3階	1,294,000	4.31
トレ・コミュニケーションズ株式会社	千葉県印西市美瀬一丁目18番地9号	500,000	1.67
uCloudlink Japan株式会社	東京都港区南青山二丁目26番37号 VORT外苑前I-6階	500	0.00
株式会社IPモーション	東京都港区芝浦一丁目3番3号	500	0.00
計	—	30,000,000	100

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	30,000,000	300,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	30,000,000	—	—
総株主の議決権	—	300,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2023年 4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員 2 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権

決議年月日	2024年 5月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権

決議年月日	2025年 6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施すること、また当社では、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	3,595	—	—
最低(円)	3,595	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 第8期及び第9期については、売買実績がありません。

(2) 【直近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年7月～2025年12月までにおいては売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役	社長	田中 康之助	1975年2月 26日	1997年4月 株式会社やまや 入社 2000年7月 株式会社USEN 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2011年5月 株式会社U-CM 代表取締役 2017年1月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 1	(注) 4	28,205,000
取締役	管理 本部長	半田 祐樹	1981年8月 12日	2005年4月 株式会社光通信 入社 2015年4月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2017年2月 当社 入社 2021年3月 当社 取締役管理本部部长 2023年3月 当社 取締役管理本部部长(現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	営業 本部長	磯部 峻彦	1986年5月 19日	2009年4月 株式会社USEN 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2017年3月 当社 入社 2021年3月 当社 取締役兼営業本部部长 2023年3月 当社 取締役営業本部部长(現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	—	二宮 康真	1972年8月 18日	1995年4月 株式会社大阪有線放送社(現:株式会社USEN) 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 取締 役 2011年5月 株式会社U-MX 取締役 2015年9月 株式会社UPSIDE 取締役 2017年1月 YUモバイル株式会社 代表取締役就任 2017年7月 株式会社ハーツユナイテッドグループ 執行役員 営業統括 2017年10月 株式会社デジタルハーツ 取締役 2018年4月 同社 取締役副社長 2020年11月 株式会社Wiz 社外取締役 2021年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年3月 LOGIGEAR CORPORATION 取締役(現任) 2021年6月 株式会社デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長 2021年6月 株式会社デジタルハーツ 代表取締役社長 2021年12月 株式会社AGEST 代表取締役社長(現任) 2022年4月 株式会社デジタルハーツ 取締役 2023年4月 株式会社アイデンティティ 取締役 2023年8月 DEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITED 取締役(現任)	(注) 1	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	國信 健一郎	1969年8月 24日	1990年3月 第二電電株式会社(現:KDDI株式会社) 入社 2005年4月 株式会社ウィルコム (現:ソフトバンク株式会社)設備企画部長 2013年4月 Wireless City Planning株式会社 技術本部 本部長 2015年4月 ソフトバンク株式会社 TDD技術本部 本部長 2016年4月 同社 研究開発本部 本部長 2017年4月 同社 技術管理本部 副本部長 2018年4月 同社 IoTエンジニアリング本部 副本部長 2020年4月 ビー・ビー・バックボーン株式会社 取締役 2022年5月 株式会社ネットテン(現:ニューラルマーケティング株 式会社)取締役副社長 2024年9月 次世代PHS株式会社(現:株式会社X-Communications)取 締役COO(現任) 2025年7月 当社 社外取締役(現任)	(注)1	(注)4	—
常勤 監査役	—	尾堂 隆久	1961年1月 7日	1984年3月 京セラ株式会社 入社 2004年10月 DDIポケット株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 執行役員総務本部長 2005年1月 株式会社ウィルコム沖縄 監査役 2013年4月 京セラドキュメントソリューションズ株式会社 執行役員総務本部長 2013年7月 TAトライアンフアドラーAG 監査役 2014年6月 京セラドキュメントソリューションズ ジャパン株式会 社 監査役 2019年4月 経営労務NEXT 代表 社会保険労務士 2019年5月 AIGATE株式会社 取締役 2021年4月 Baseconnect株式会社 監査役 2021年8月 株式会社徳岡 監査役(現任) 2022年6月 株式会社ケアサービス 監査役 2024年3月 当社 監査役(現任)	(注)3	(注)4	—
監査役	—	石上 裕史	1965年2月 23日	1988年4月 株式会社西武百貨店(現:株式会社そごう・西武)入社 1995年3月 税理士登録 2004年8月 ソニー銀行株式会社 入社 2007年2月 同社 経理部長 2009年6月 ソニーバンク証券株式会社(ソニー銀行より出向) 2012年11月 株式会社スマートリンクネットワーク (現:SP.LINKS株式会社、ソニー銀行より出向) 2013年1月 同社 経理財務部長 2013年2月 Smartlink Network Hong Kong.Ltd 取締役 2016年7月 ソニー銀行株式会社 帰任 2021年12月 株式会社バンフォーユー 常勤監査役 2023年7月 当社 監査役(現任) 2024年6月 リンクス株式会社(現:LiNKX株式会社) 非常勤監査役 2024年8月 株式会社バンフォーユー 非常勤監査役 2024年8月 リンクス株式会社(現:LiNKX株式会社) 常勤監査役(現 任)	(注)2	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	武林 聡	1964年5月23日	1987年4月 株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス) 入社 1992年9月 株式会社インテリジェンス(現. パーソルキャリア株式会社) 入社 1993年4月 同社 取締役 2004年6月 株式会社メディア(現:アルテリア・ネットワークス株式会社) 代表取締役社長 2007年9月 株式会社UCOM(現:アルテリア・ネットワークス株式会社) 代表取締役社長 2009年11月 株式会社USEN(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 取締役 2011年1月 株式会社フォーバル・リアルストレート 代表取締役 2016年3月 株式会社エスネットワークス 取締役(現任) 2019年6月 株式会社インターワークス 代表取締役 2020年12月 アート・クラフト・サイエンス株式会社 取締役 2022年5月 株式会社Auditech 取締役 2022年11月 株式会社LASSIC 取締役(現任) 2024年3月 当社 監査役(現任) 2025年1月 株式会社エスコポレイトソリューションズ 代表取締役(現任) 2025年4月 株式会社サケネットワークス 代表取締役	(注) 3	(注) 4	—
計							28,205,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年3月27日に行われた定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役石上裕史の任期は、2023年7月6日に行われた臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役尾堂隆久、武林聡の任期は、2024年3月29日に行われた定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年12月期における役員報酬の総額は81,680千円を支給しております。
5. 二宮康真、國信 健一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 尾堂隆久、石上裕史、武林聡は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL MOBILE SERVICE PROVIDER ～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しております。

さらに、当社のミッション・ビジョンを実現するために、従業員全員が持つべき4つのバリューを掲げています。

1. 取引先を大切にし、信頼関係を築きます

私たちは取引先を大切にし、長期的な信頼関係を築くことを重視しています。取引先の利益に最大限貢献し、決して不義理を起こさないよう心掛けています。自己の利益でなく、取引先の成功を考えて行動します。

2. 通信業界の駆け込み寺となります

私たちは日進月歩で進化し続ける通信業界において、常に最新情報を迅速に収集し、お客様の悩みや課題に向き合い、解決策を提供する存在でありたいと考えています。どんな問題があっても、私たちに相談していただければ、迅速かつ適切に対応します。お客様の信頼を大切にし、共に成長していくパートナーとして、通信業界の駆け込み寺でありたいと考えています。

3. 革新と挑戦を続けます

私たちは新しい技術やサービスの開発に積極的に取り組み、常に業界の最先端を走り続けます。市場の変化に柔軟に対応し、革新を追求し続けます。

4. 社員の成長と自己実現を支援します

私たちは会社が成長発展し、ステークホルダーの方々に喜んでいただくためには、社員一人ひとりの成長が欠かせないと考えています。社員が仕事を通じて成長し、自己実現を図れるよう支援します。

そして、全従業員が遵守すべき行動や倫理的な指針をまとめた行動規範を定め、企業の透明性、公正性、誠実さを確保し、信頼関係を築くための基盤としています。

さらに、当社のミッション、ビジョン、バリューを果すため、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置するとともに、日常的な業務監査を担う内部監査担当者を任命し、適切な監査体制を整えています。

また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なリスク管理体制の強化に努めています。さらに、取締役候補の指名及び取締役等の報酬決定における独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の下に指名委員会と報酬委員会の機能を兼ねる任意の指名報酬委員会を設置しています。

加えて、外部の視点による経営監督機能の強化を図るため、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任し、経営の透明性と適正性を確保しています。

これらの相互連携を通じて、当社は経営の健全性と効率性を維持できると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

当事業年度は合計17回開催し、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の 取締役会出席率
代表取締役	田中 康之助	100% (17/17)
取締役	半田 祐樹	100% (17/17)
取締役	磯部 峻彦	100% (17/17)
社外取締役	二宮 康真	100% (17/17)
社外取締役	國信 健一郎	100% (9/ 9)
常勤監査役 (社外監査役)	尾堂 隆久	100% (17/17)
社外監査役	工藤 克己	100% (17/17)
社外監査役	石上 裕史	100% (17/17)
社外監査役	武林 聡	100% (17/17)

(注)社外取締役の國信健一郎氏は、2025年7月15日付で就任したため、開催回数及び出席回数は就任後のものがあります。

ロ. 監査役・監査役会

当社における監査役監査は、取締役会に対する監視機能として、会社法に定める社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)による客観的かつ独立した監査を実施しております。監査役会は、年間の監査方針および監査計画を策定し、監査役会が定める監査役監査基準に基づき監査を行っています。特に常勤監査役は、監査計画に沿った監査の実施状況や重要事項について適宜報告を行い、監査役会全体での情報共有を図っています。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の 監査役会出席率
常勤監査役 (社外監査役)	尾堂 隆久	100% (14/14)
社外監査役	工藤 克己	100% (14/14)
社外監査役	石上 裕史	100% (14/14)
社外監査役	武林 聡	100% (14/14)

監査役会における具体的な検討事項として、監査報告の作成、常勤監査役の選定、監査方針・監査計画および職務分担、監査役の報酬等に関する事項、その他監査役の職務執行に関する事項の決定などを挙げております。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意など、監査役会の決議を要する事項についても審議しています。

常勤監査役の活動としては、監査役会が定めた監査方針・監査計画および職務分担に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等との意思疎通を図りながら、情報収集および監査環境の整備に努めています。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役および使用人等から職務執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他の重要文書を閲覧しています。

さらに、内部統制システムについては、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しています。会計監査人に対しても、独立性を保持しつつ適正な監査が実施されているかを監視・検証し、職務執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。監査役と会計監査人は、定期的会合において年間の監査計画（監査体制および監査方法の概要）の説明と質疑応答を行い、年度終了時には監査実施状況の説明と質疑応答を実施しています。また、個別の事案についても、必要に応じて打合せや制度変更等の説明および質疑応答を行っています。

ハ. 内部監査

当社の内部監査は、組織、制度、及び業務が経営方針や社内規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証・評価・助言することで、以下の目的を達成することを目指しています。

- ・不正の未然防止
- ・適正な管理情報の提供
- ・経営効率の向上

内部監査は管理本部長が担当し、管理本部の監査については相互牽制の観点から営業本部長が実施しています。また、各部門の監査結果及び改善点については、管理本部長から代表取締役社長へ報告書と改善要望書を提出する体制を整えています。

ニ. 会計監査人

当社は、会計監査人としてかがやき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は林幹根氏、林克則氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 6 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、営業企画部長、財務部長、経理部長、社長室長で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

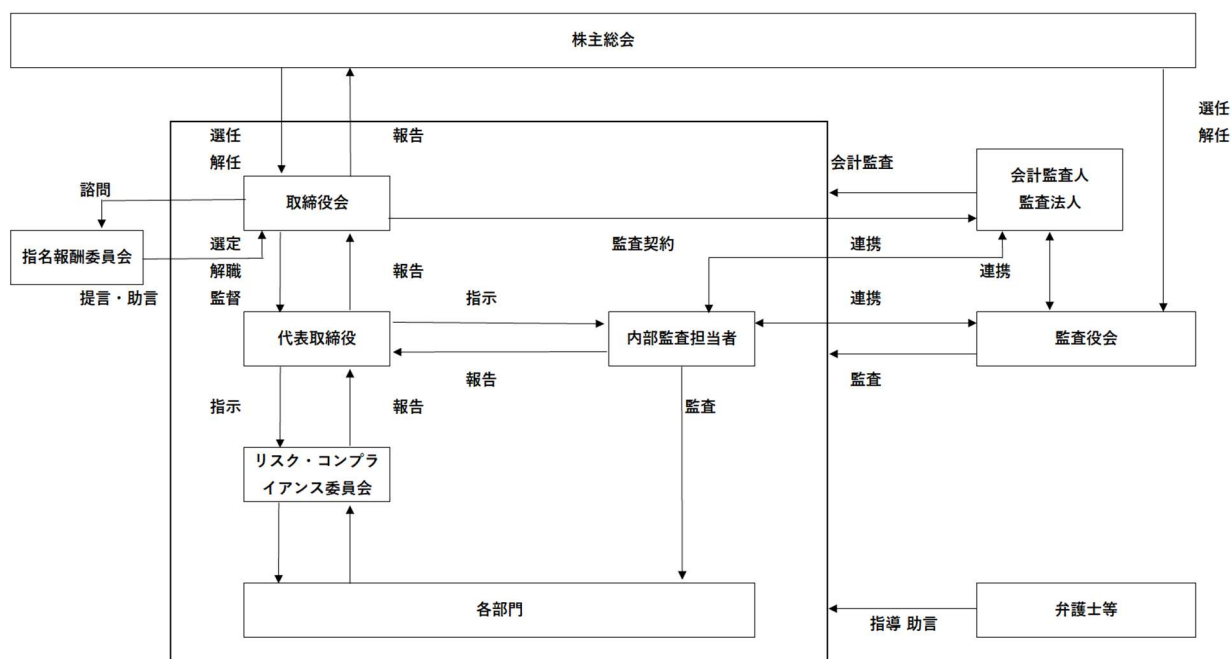
出席者により、リスク情報の洗い出しを行い、その評価及び分析を行い、リスクの発生の防止策、対策、改善策を検討しております。また、コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守について、研修を行う事により、法令順守の徹底を図っております。

ヘ. 指名報酬委員会

取締役会の決議によって選定された代表取締役 1 名、社外取締役 2 名、社外監査役 1 名で構成しております。

取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2025年3月25日に開催された取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令・定款の遵守を企業経営の最優先事項とする。
 - ・ 代表取締役社長を担当役員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的な活動を推進する。
 - ・ 内部監査担当を任命し、代表取締役社長及び監査役に対して監査結果を報告する体制を構築する。
 - ・ 匿名性を確保した内部通報制度（コンプライアンス通報・相談窓口）を設置・運営する。
 - ・ 財務報告の適正性を確保するため、虚偽記載や誤謬が生じない実効性のある内部統制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録等の重要な文書を関連資料とともに適切に保存・管理する。
 - ・ 「情報セキュリティ規程」に基づき、電磁的記録のセキュリティを確保し、毀損や流出を防止する。
 - ・ 取締役及び監査役が、これらの情報を常時閲覧・複写できる体制を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とする。
 - ・ リスク・コンプライアンス委員会において重要なリスクを審議し、特に重要な事項については取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ・ 取締役の職務執行状況を適宜取締役会に報告し、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「関係会社管理規程」の遵守を求め、子会社の自主性を尊重しつつ適切な管理を行う。
 - ・ 内部監査担当がグループ会社の内部監査を実施し、業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役の補助者が必要な場合は、員数等を含め取締役会と協議の上で決定する。
 - ・ 該使用人が監査役の職務を補助する際は、取締役の指示命令を受けないものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて随時職務執行状況を報告する。
 - ・財務部及び経理部等の責任者は、定期的に監査役への報告を行う。
 - ・監査役は、取締役会のほか、主要な社内会議に出席する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・定期的な監査役会の開催に加え、内部監査担当及び会計監査人と定期的な報告・意見交換を行う。
 - ・監査役が職務執行のために必要とする費用については、会社がこれを負担する。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係を持たない毅然とした対応を徹底する。
 - ・不当要求発生時は管理部を対応部署とし、外部専門機関と連携する。
 - ・取引開始時の反社チェックを徹底し、契約書には「反社会的勢力の排除規定」を明文化する。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役は各自の経験や見識に基づいた経営監視及び監督機能を有することで、取締役の説明責任が果たされ、適切な経営意思決定や経営の透明性確保に貢献していると考えております。

なお、当社との間には人的関係、資金的関係はありません。

⑤ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	62,030	7,800	54,230	—	5
(うち社外取締役)	(5,400)	(5,400)	(—)	—	(2)
監査役	19,650	19,650	—	—	4
(うち社外監査役)	(19,650)	(19,650)	—	—	(4)

(注) 1. 報酬等の総額には使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

2. 上記には2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 非業務執行取締役等及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役等及び監査役との間で、会社法第427条第1項その他の法令及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の非業務執行取締役等及び監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合となります。

⑫ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	17,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の事業規模・業種・監査日数等を勘案し、監査法人と協議を行い、監査役会の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,614,909	4,407,382
売掛金	1,390,308	1,430,612
商品	231,599	222,710
前払費用	16,298	15,676
有価証券	37,899	37,508
その他	2,719	2,423
流動資産合計	5,293,734	6,116,314
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	—	※ 7,650
建物附属設備(純額)	※ 42,711	※ 39,626
車両運搬具(純額)	※ 1,267	※ 844
工具、器具及び備品(純額)	※ 6,013	※ 9,135
建設仮勘定	8,415	—
有形固定資産合計	58,407	57,255
無形固定資産		
ソフトウェア	3,000	380
無形固定資産合計	3,000	380
投資その他の資産		
投資有価証券	673,761	968,328
関係会社株式	1,000	1,000
出資金	10	10
繰延税金資産	76,176	83,130
保険積立金	128,953	147,575
敷金及び保証金	144,680	151,783
投資その他の資産合計	1,024,581	1,351,828
固定資産合計	1,085,989	1,409,463
資産合計	6,379,723	7,525,777

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,112,792	1,150,672
1年内償還予定の社債	20,000	—
未払金	98,801	61,252
未払費用	25,244	10,451
契約負債	—	39,875
未払法人税等	393,164	280,031
未払消費税等	48,926	47,095
預り金	10,264	7,486
その他	2,096	2,076
流動負債合計	1,711,290	1,598,940
固定負債		
資産除去債務	15,214	15,382
その他	7,560	7,560
固定負債合計	22,774	22,942
負債合計	1,734,065	1,621,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,453,117	5,696,690
利益剰余金合計	4,453,117	5,696,690
株主資本合計	4,483,117	5,726,690
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,333	—
評価・換算差額等合計	32,333	—
新株予約権	130,207	177,203
純資産合計	4,645,658	5,903,894
負債純資産合計	6,379,723	7,525,777

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	12,934,430	14,004,396
売上原価	※1 10,069,571	※1 11,263,331
売上総利益	2,864,858	2,741,065
販売費及び一般管理費	※2 922,281	※2 948,100
営業利益	1,942,577	1,792,965
営業外収益		
受取利息	285	4,798
有価証券利息	18,153	39,853
為替差益	66,354	—
雑収入	1,547	2,246
営業外収益合計	86,341	46,898
営業外費用		
社債利息	333	104
為替差損	—	1,514
営業外費用合計	333	1,619
経常利益	2,028,584	1,838,244
特別利益		
投資有価証券売却益	—	65,759
特別利益合計	—	65,759
特別損失		
固定資産除却損	7,870	2,500
投資有価証券売却損	—	9,722
特別損失合計	7,870	12,222
税引前当期純利益	2,020,714	1,891,780
法人税、住民税及び事業税	714,640	638,063
法人税等調整額	△14,376	10,143
法人税等合計	700,263	648,207
当期純利益	1,320,450	1,243,573

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首棚卸高		258,148	2.5	231,599	2.0
当期商品仕入高		10,043,022	97.5	11,257,287	98.0
合計		10,301,171	100	11,488,886	100
商品期末棚卸高		231,599		222,710	
他勘定振替高	※	—		2,845	
売上原価		10,069,571		11,263,331	

※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売促進費(千円)	—	2,845

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	30,000	3,132,667	3,132,667	3,162,667
当期変動額				
当期純利益		1,320,450	1,320,450	1,320,450
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	1,320,450	1,320,450	1,320,450
当期末残高	30,000	4,453,117	4,453,117	4,483,117

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,359	15,359	59,584	3,237,611
当期変動額				
当期純利益				1,320,450
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16,974	16,974	70,622	87,596
当期変動額合計	16,974	16,974	70,622	1,408,047
当期末残高	32,333	32,333	130,207	4,645,658

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	30,000	4,453,117	4,453,117	4,483,117
当期変動額				
当期純利益		1,243,573	1,243,573	1,243,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	1,243,573	1,243,573	1,243,573
当期末残高	30,000	5,696,690	5,696,690	5,726,690

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	32,333	32,333	130,207	4,645,658
当期変動額				
当期純利益				1,243,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△32,333	△32,333	46,996	14,663
当期変動額合計	△32,333	△32,333	46,996	1,258,236
当期末残高	—	—	177,203	5,903,894

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,020,714	1,891,780
減価償却費	8,745	7,671
株式報酬費用	70,622	46,996
受取利息及び受取配当金	△285	△4,798
有価証券利息	△18,153	△39,853
為替差損益(△は益)	△66,354	1,514
社債利息	333	104
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	—	△56,036
固定資産除却損	7,870	2,500
売上債権の増減額(△は増加)	△356,379	△40,304
棚卸資産の増減額(△は増加)	26,549	8,888
前渡金の増減額(△は増加)	77,354	—
前払費用の増減額(△は増加)	2,120	622
仕入債務の増減額(△は減少)	269,489	37,879
契約負債の増減額(△は減少)	—	39,875
未払金の増減額(△は減少)	△16,771	△37,549
未払費用の増減額(△は減少)	11,791	△14,793
未払消費税等の増減額(△は減少)	△37,409	△1,831
その他	7,896	△3,015
小計	2,008,133	1,839,652
利息及び配当金の受取額	285	4,798
利息の支払額	△333	△104
法人税等の支払額	△754,885	△751,197
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,253,199	1,093,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	20,000	—
有形固定資産の取得による支出	△42,439	△7,164
無形固定資産の取得による支出	△600	—
資産除去債務の履行による支出	△6,400	—
子会社株式の取得による支出	△1,000	—
投資有価証券の取得による支出	△295,307	△393,511
投資有価証券の償還による収入	38,018	38,529
投資有価証券の売却による収入	—	106,714
敷金・保証金の差入による支出	—	△7,102
敷金・保証金の返還による収入	23,994	—
保険積立金の積立による支出	△18,103	△18,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	△281,837	△280,675
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△8,359	—
社債の償還による支出	△40,000	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,359	△20,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	923,002	792,473
現金及び現金同等物の期首残高	2,691,906	3,614,909
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,614,909	※ 4,407,382

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	39年
建物附属設備	15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～8年
ソフトウェア	5年

3 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

取引価格の算定については、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しており、重要な変動対価はありません。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

①自社ネットワーク/キャリア再販事業

自社ネットワーク/キャリア再販事業は、主に在留外国人を含めた国内ユーザー、中長期利用者向けのポストペイド型通信サービスを提供する事業です。

通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり計上しています。

通信機器等（SIMカード含む）の販売は、商品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点で重要な相違がない場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②クラウドサービス運用事業

クラウドサービス運用事業は主に、日本から海外への渡航者向け、海外から海外への旅行者向け、中長期利用者向けの国内ポストペイド型通信にクラウドSIMシステムを用いたサービスです。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、自社ネットワーク/キャリア再販事業と同様です。

③自社ブランド再販事業

自社ブランド再販事業は主に海外からのインバウンド旅行者や国内の短期利用者向けのプリペイド型通信サービスであります。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、自社ネットワーク/キャリア再販事業と同様です。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 222,710千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財務諸表「注記事項（損益計算書関係）」の※1に記載した内容と同一であります。

なお、会計上の見積りは、財務諸表作成時において、入手可能な情報に基づき実施しておりますが、当社を取り巻く環境に変化があった場合等、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	17,010千円	24,562千円

(損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産の評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	96,259千円	—

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	76,243千円	102,976千円
販売促進費	382,943千円	362,233千円

おおよその割合

販売費	52.9%	51.8%
一般管理費	47.1%	48.2%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,000,000	—	—	6,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
株式会社AIR-U第1回新株予約権 (2023年5月15日発行)	普通株式	45,000	—	—	45,000	124,097
株式会社AIR-U第2回新株予約権 (2024年6月17日発行)	普通株式	—	3,400	—	3,400	6,109
合計		45,000	3,400	—	48,400	130,207

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,000,000	24,000,000	—	30,000,000

- (注) 1. 当社は、2025年10月4日付で普通株式1株に対し普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加24,000,000株は株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
株式会社AIR-U第1回新株予約権 (2023年5月15日発行)	普通株式	45,000	180,000	—	225,000	154,673
株式会社AIR-U第2回新株予約権 (2024年6月17日発行)	普通株式	3,400	13,600	—	17,000	11,074
株式会社AIR-U第3回新株予約権 (2025年7月16日発行)	普通株式	—	25,500	—	25,500	11,455
合計		48,400	219,100	—	267,500	177,203

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
株式会社AIR-U第1回新株予約権及び株式会社AIR-U第2回新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。
株式会社AIR-U第3回新株予約権の増加は、発行及び株式分割によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	3,614,909千円	4,407,382千円
現金及び現金同等物	3,614,909千円	4,407,382千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク、為替変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、国際情勢や市況動向等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、資金調達手段の多様化、及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2参照)。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	611,550	556,159	△55,391
② その他有価証券	100,109	100,109	—
資産計	711,660	656,269	△55,391
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	20,000	19,992	△7
負債計	20,000	19,992	△7

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	1,000
出資金	10

当事業年度(2025年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,005,836	944,578	△61,258
資産計	1,005,836	944,578	△61,258

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	1,000
出資金	10

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,614,909	—	—	—
売掛金	1,390,308	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	39,226	306,375	406,022	—
合計	5,044,443	306,375	406,022	—

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,407,382	—	—	—
売掛金	1,430,612	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	38,821	546,246	636,569	—
合計	5,876,817	546,246	636,569	—

(注4) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	—	—	—	—	—
合計	20,000	—	—	—	—	—

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	100,109	—	100,109
資産計	—	100,109	—	100,109

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	556,159	—	556,159
資産計	—	556,159	—	556,159
社債	—	19,992	—	19,992
負債計	—	19,992	—	19,992

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	944,578	—	944,578
資産計	—	944,578	—	944,578

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年以内償還予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前事業年度(2024年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 債券	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 債券	611,550	556,159	△55,391
	(2) その他	—	—	—
	小計	611,550	556,159	△55,391
合計		611,550	556,159	△55,391

当事業年度(2025年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 債券	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 債券	1,005,836	944,578	△61,258
	(2) その他	—	—	—
	小計	1,005,836	944,578	△61,258
合計		1,005,836	944,578	△61,258

2 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	1,000

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	1,000

3 その他有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	89,070	30,736	△58,334
	小計	89,070	30,736	△58,334
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	11,039	19,941	△8,902
	小計	11,039	19,941	△8,902
合計		100,109	50,627	△49,431

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

4 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	106,714	65,759	9,722
合計	106,714	65,759	9,722

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費	70,622	46,996

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社AIR-U第1回新株予約権	株式会社AIR-U第2回新株予約権	株式会社AIR-U第3回新株予約権
決議年月日	2023年4月14日	2024年5月13日	2025年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 当社従業員 9	当社従業員 3	当社従業員 5
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 225,000株	普通株式 17,000株	普通株式 25,500株
付与日	2023年5月15日	2024年6月17日	2025年7月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおり であります。	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおり であります。	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおり であります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	2024年4月14日から2043 年4月14日まで	2025年5月13日から2043 年4月14日まで	2025年7月16日から2043 年4月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	株式会社AIR-U第1回新株予約権	株式会社AIR-U第2回新株予約権	株式会社AIR-U第3回新株予約権
決議年月日	2023年4月14日	2024年5月13日	2025年6月13日
権利確定前(株)			
前事業年度末	225,000	17,000	—
付与	—	—	25,500
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	225,000	17,000	25,500
権利確定後(株)	—	—	—
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

	株式会社AIR-U第1回新株予約権	株式会社AIR-U第2回新株予約権	株式会社AIR-U第3回新株予約権
決議年月日	2023年4月14日	2024年5月13日	2025年6月13日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	3,594	3,594	3,594

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された株式会社AIR-U第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	株式会社AIR-U第3回新株予約権
株価変動性 (注) 1	48.31%
予想残存期間 (注) 2	8.9年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	1.46%

- (注) 1. 年次株価変動性の算出にあたっては、当社は公開後の取引が少なくボラティリティ算定のための十分な株価情報が収集できないこと、類似の株式オプションの市場価格も存在しないことから、当社と類似する上場企業を選定し、当該上場企業に関する株価変動性を用いて算出しています。
2. 十分なデータの蓄積がなく、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 2024年12月期の配当実績によっております。
4. 評価基準日前日におけるオプションの予想残存期間に対応した日本国債レート(8年物と9年物の加重平均)を使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
繰延税金資産				
株式報酬費用	45,038	千円	62,783	千円
未払事業税	36,313	千円	26,218	千円
商品評価損	7,782	千円	6,643	千円
資産除去債務	5,257	千円	5,450	千円
その他有価証券評価差額金	3,079	千円	—	千円
繰延税金資産合計	97,471	千円	101,095	千円
繰延税金負債				
為替差益	△13,254	千円	△13,381	千円
資産除去債務に対応する除去費用	△4,822	千円	△4,583	千円
その他有価証券評価差額金	△3,217	千円	—	千円
繰延税金負債合計	△21,295	千円	△17,964	千円
繰延税金資産の純額	76,176	千円	83,130	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	売上高
自社ネットワーク/キャリア再販	7,018,793千円
クラウドサービス	3,380,806千円
自社ブランド再販	2,222,720千円
e-プラットフォーム事業	271,532千円
その他	40,576千円
顧客との契約から生じる収益	12,934,430千円
外部顧客への売上高	12,934,430千円

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	売上高
自社ネットワーク/キャリア再販	8,653,112千円
クラウドサービス	2,567,211千円
自社ブランド再販	2,362,314千円
e-プラットフォーム事業	326,132千円
その他	95,625千円
顧客との契約から生じる収益	14,004,396千円
外部顧客への売上高	14,004,396千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,033,928千円	1,390,308千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,390,308千円	1,430,612千円
契約負債(期首残高)	一千円	一千円
契約負債(期末残高)	一千円	39,875千円

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社ジェネット	4,317,921

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社ジェネット	4,758,424

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は非連結子会社を有しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	150円51銭	190円88銭
1株当たり当期純利益金額	44円01銭	41円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2025年9月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月4日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,320,450	1,243,573
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,320,450	1,243,573
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000,000	30,000,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,645,658	5,903,894
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	130,207	177,203
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,515,451	5,726,690
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	30,000,000	30,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有 目的の債券	ノムラグローバルファイナンス No. 2001210	248	37,508
投資 有価証券	満期保有 目的の債券	ノムラグローバルファイナンス No. 2001210	1,736	222,438
投資 有価証券	満期保有 目的の債券	ノムラグローバルファイナンス No. 2001885	2,520	331,454
投資 有価証券	満期保有 目的の債券	ノムラグローバルファイナンス No. 2002241	3,300	414,435
計			7,804	1,005,836

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	7,650	—	7,650	—	—	7,650
建物附属設備	46,054	—	—	46,054	6,428	3,085	39,626
車両運搬具	8,243	—	—	8,243	7,399	423	844
工具、器具及び備 品	12,705	7,164	—	19,869	10,734	4,042	9,135
建設仮勘定	8,415	—	8,415	—	—	—	—
有形固定資産計	75,418	14,814	8,415	81,818	24,562	7,551	57,255
無形固定資産							
ソフトウェア	3,100	—	2,500	600	220	120	380
無形固定資産計	3,100	—	2,500	600	220	120	380

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	4,387,382
定期預金	20,000
合計	4,407,382

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェネット	475,562
株式会社FREEDiVE	192,023
株式会社CALENDAR	98,923
株式会社ベネフィットジャパン	83,106
株式会社BWI	59,507
その他	521,489
合計	1,430,612

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,390,308	15,386,963	15,346,658	1,430,612	91.5	33.4

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
端末及び構造変更SIM	222,710
合計	222,710

④ 投資有価証券

区分	金額(千円)
債券	1,005,836
合計	1,005,836

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社IPモーション	618,044
楽天モバイル株式会社	172,903
株式会社インターネットイニシアティブ	132,518
Core-Business株式会社	57,147
uCloudlink Japan株式会社	54,856
その他	115,200
合計	1,150,672

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://air-u.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社A I R-U
取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指 定 社 員

公認会計士

林 幹根

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士

林 克則

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A I R-Uの2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A I R-Uの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基

づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上